

日 薬 業 発 第 257 号
令 和 6 年 10 月 8 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

令和6年度における「医療扶助のオンライン資格確認導入に係る医療機関等
助成事業」の実施について（周知依頼）

平素より本会会務にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省社会・援護局保護課より、別添のとおり連絡がありました。

医療扶助オンライン資格確認の導入経費に係る助成金申請期間の変更のお知らせについては、令和5年12月28日付け、日薬業発第334号にてお知らせしたところですが、今般、「医療扶助のオンライン資格確認導入に係る医療機関等助成事業」として、本年度は、令和6年3月2日から令和6年3月31日までに改修を行った医療機関等を対象に助成を行い、令和6年4月1日以降の取扱いについては、必要な措置を講じた上で改めて連絡があるとのことです。

なお、こちらの内容につきましては、近日中に医療機関等向け総合ポータルサイトにも掲載予定とのことです。

つきましては、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

○ 医療機関等向け総合ポータルサイト

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=oqs_csm_top

事 務 連 絡
令 和 6 年 1 0 月 2 日

公益社団法人 日本薬剤師会 御中

厚生労働省社会・援護局保護課

令和6年度における「医療扶助のオンライン資格確認導入に係る医療機関等
助成事業」の実施について（周知依頼）

平素より、生活保護行政の推進につき格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当課におきましては、医療扶助のオンライン資格確認の導入に向けた環境整備を推進していくため、医療機関等におけるレセコン等に係る改修費用等の助成を行う「医療扶助のオンライン資格確認導入に係る医療機関等助成事業」を実施しているところですが、本年度は、まずは令和6年3月2日から令和6年3月31日までに改修を行った医療機関等を対象に、下記のとおり実施することといたしました。

つきましては、本事業の実施について、貴会会員への周知にご協力を賜りますようお願いいたします。

また、令和6年4月1日以降に改修を行った医療機関等に対する助成の取扱いにつきましては、必要な措置を講じた上、追ってご連絡をさせていただきます。

記

1. 申請受付開始時期

令和6年11月5日（火）

2. 申請期限

令和7年2月1日（土）

3. 助成金申請対象医療機関等

令和6年3月2日から令和6年3月31日までにレセコン等の改修を行った病院、診療所、薬局

【照会先】

厚生労働省社会・援護局 保護課
保護事業室
TEL : 03-5253-1111 (内線 2829)